

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年2月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「ペットボトルの循環型リサイクル施設」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者  
東京都港区虎ノ門1-18-1  
株式会社ペトリバース  
代表取締役社長 稲田 修司
- 2 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
ペットボトルの循環型リサイクル施設  
(2) 種類  
工場又は事業所の新設（第3種行為）  
廃棄物処理施設の新設（第2種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市川崎区扇町12番1号
- 4 指定開発行為の目的及び内容  
(1) 目的  
ペットボトルの循環型リサイクル施設の新設  
(2) 内容  
ア 区域面積 52,670 m<sup>2</sup>  
イ 土地利用計画  
(ア) 建築物 6,801 m<sup>2</sup>  
(イ) 屋外設備 8,668 m<sup>2</sup>  
(ウ) 緑化地 13,330 m<sup>2</sup>  
(エ) 通路・駐車場等 23,871 m<sup>2</sup>  
ウ 処理施設計画  
(ア) 処理設備・工程  
(ペットボトル破砕工程, 異種プラスチックその他分離工程, フレーク解重合工程, 着色物・イオン除去工程, BHET結晶析出・固液分離工程, BHET蒸留精製工程, 溶解重合工程, 固相重合工程, エチレングリコール蒸留精製工程, BHETフレーク化工程)  
(イ) 処理能力 83.5 t/日
- 5 施行期間  
着手予定：平成14年6月  
完了予定：平成15年10月
- 6 条例評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間  
(1) 期間  
平成14年2月12日（火）から平成14年3月28日（木）まで  
(2) 場所  
川崎区役所, 川崎区役所田島支所, 本庁（環境局環境評価室）  
(3) 時間  
午前8時30分から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。